

高第676号
令和3年8月20日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「新たな『第5波』緊急対策」について

本県では、デルタ株による感染が急拡大した結果、8月11日以降100人を超える新規感染者が確認され、特に17日からは300人を超える感染が確認されるなど、本県が新型コロナウイルス対策に取り組んできた中で最大の危機を迎えております。

本県は8月20日から「まん延防止等重点措置」が適用され、より強力な感染防止対策を早急に実施していくため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり「新たな『第5波』緊急対策」を決定したところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止の取組み徹底の継続をお願いします。

記

- 1 「^{いのち}生命の防衛」のための行動自制とまん延防止等重点措置に基づく取組みの徹底
すべての関係職員等に対し、基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、密回避、体調不良の場合は行動ストップ）の徹底と、まん延防止等重点措置に基づき県民の皆様をお願いしている以下の事項の徹底をお願いします。
 - 混雑した場所等への外出の半減
 - ◎ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で混雑している場所や時間を避けて行動。感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用の自粛
 - 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える
 - ◎ 20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない
 - ◎ 路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛※「◎」は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請

2 職員・利用者の体調管理、状況確認の再徹底

- ・ 第5波に入り、高齢者施設でもクラスターが発生しており、福祉施設職員の感染例も増加しております。また第5波では、福祉施設職員に限らず、下に示すとおり友人や親族との会食等で感染した例が多くなっています。
- ・ 感染が拡大した例では、職員が症状があるのに無理をして勤務を続けた結果、他の職員・利用者に広がったと思われる状況が発生しています。また、施設において職員の体調確認が十分にできていなかった例も発生しています。
- ・ 今一度、職員の日常生活での感染リスク回避を徹底していただくとともに、各施設のコロナガードにより、すべての関係職員等(直接雇用の職員のほか、派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など)と利用者について、体調確認、施設に対する感染の可能性や体調不良時の報告、感染の疑いや体調不良の場合の出勤・利用停止の徹底をお願いします。

最近公表のあった感染者の行動歴の例

- ・ 実家に帰省し親族又は友人と会食
(他県の実家に親族が集まり会食、県内の実家へ帰省し友人と会食など)
- ・ 家族や友人と旅行
(他県の友人宅でのパーティに参加、友人複数と他県へドライブなど)
- ・ 友人や親族との会食
(友人複数と名古屋市内で会食、複数の友人と県内や県外で会食など)
- ・ 友人とバーベキュー
(自宅や河川敷で友人複数でBBQ、SNSで知り合った仲間とBBQなど)

3 ワクチン接種後の感染防止対策の徹底

- ・ 福祉施設においても、ワクチン接種済の方でも感染する事例が発生しています。ワクチンを接種した場合でも、決して油断せず、職員、利用者、施設での感染防止対策の継続をお願いします。
- ・ 職員の方で、まだワクチン接種が済んでいない方には、ワクチン接種は任意であることを前提に、ワクチンの効果、副反応のことを正しい情報でご理解いただいた上で、できる限り早く2回接種を完了いただきますようご理解とご協力の呼びかけをお願いいたします。接種をされていない職員間で感染が広がった事例も発生しております。

[添付資料]

- ・ 「新たな『第5波』緊急対策」(令和3年8月20日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		